

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律による改正後の行政手続法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和８年７月２４日

大阪府後期高齢者医療広域連合長

野田 義和

大阪府後期高齢者医療広域連合条例第 5 号

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律による
改正後の行政手続法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(大阪府後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部改正)

第 1 条 大阪府後期高齢者医療広域連合行政手続条例（平成 1 9 年大阪府後期高齢者医療広域連合条例第 1 9 号）の一部を次のよう
に改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(聴聞の通知の方式) 第 1 5 条 （略） 2 （略） 3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明し ない場合においては、第 1 項の規定による通知を、公示の方法 によって行うことができる。 4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となる べき者の氏名、第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに当 該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでも	(聴聞の通知の方式) 第 1 5 条 （略） 2 （略） 3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明し ない場合においては、第 1 項の規定による通知を、その者の氏 名、同項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに当該行政庁が同 項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付 する旨を広域連合の事務所の掲示場に掲示することによって 行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から 2 週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものと みなす。 【新設】

その者に交付する旨(以下この項において「公示事項」という。)
を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することが
できる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を広域
連合の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に
設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすること
ができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。
この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を
経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

(代理人)

第16条 前条第1項の規定による通知を受けた者(同条第4項
後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を
含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任することが
できる。

2～4 (略)

(続行期日の指定)

第22条 (略)

2 (略)

3 第15条第3項及び第4項の規定は、前項本文の場合におい
て、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の
方法について準用する。この場合において、同条第3項及び第
4項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事
者又は参加人」と、同条第3項中「第1項」とあるのは「第2

(代理人)

第16条 前条第1項の規定による通知を受けた者(同条第3項
後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を
含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任することが
できる。

2～4 (略)

(続行期日の指定)

第22条 (略)

2 (略)

3 第15条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者
又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法につ
いて準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分
の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、
「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「掲

第2条第2項」と、同条第4項中「前項」とあるのは「第22条第3項において準用する第15条第3項」と、「とき」とあるのは「とき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、当該措置を開始した日の翌日）」と読み替えるものとする。

（聴聞に関する手続の準用）

第29条 第15条第3項及び第4項、第16条並びに第18条第1項及び第3項の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条第1項」と、同条第4項中「前項」とあるのは「第29条において準用する第15条第3項」と、「第1項第3号及び第4号」とあるのは「第28条第1項第3号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条第1項」と、「同条第4項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第4項後段」と、第18条第1項中「当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人（以下この条及び第24条第3項において「当事者等」という。）」とあるのは「当事者」と、「聴聞の通知があつた時から聴聞が終結する時」とあるのは「弁明の機会の付与の通知があつた時から提出期限等」と、第18条第3項中「前2項」とあるのは「第29条において準用する第18条第1項」と読み替えるものとする。

示を始めた日から2週間を経過したとき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、掲示を始めた日の翌日）」と読み替えるものとする。

（聴聞に関する手続の準用）

第29条 第15条第3項及び第16条並びに第18条第1項及び第3項の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条第1項」と、「同項第3号及び第4号」とあるのは「同項第3号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条第1項」と、「同条第3項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第3項後段」と、第18条第1項中「当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人（以下この条及び第24条第3項において「当事者等」という。）」とあるのは「当事者」と、「聴聞の通知があつた時から聴聞が終結する時」とあるのは「弁明の機会の付与の通知があつた時から提出期限等」と、第18条第3項中「前2項」とあるのは「第29条において準用する第18条第1項」と読み替えるものとする。

（大阪府後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部改正）

第2条 大阪府後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例（平成19年大阪府後期高齢者医療広域連合条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
第22条 （略） 2 （略） 3 前項の規定により一時差止処分を行う旨の通知をする場合において、当該一時差止処分を受けるべき者の所在が知れないときは、同項の規定による通知を、通知すべき書類を特定するために必要な情報、その者の氏名及び任命権者がその書類を保管し、いつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を広域連合の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うことができる。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。 4～9 （略）	第22条 （略） 2 （略） 3 前項の規定により一時差止処分を行う旨の通知をする場合において、当該一時差止処分を受けるべき者の所在が知れないときは、同項の規定による通知を、その者の氏名及び同項の書面をいつでもその者に交付する旨を任命権者に係る事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合において、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。 4～9 （略）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。